電子申告完了済

受付日時: 2024/07/31 21:13:48 受付番号:20240731211348662417

G K O 3 O 6

第 3		/1 N		1 *	÷
歩る	. —	()	$\overline{}$	作來	TΙ.

	B				ż	艺税	務署	星長原	殿	((個人の方)振 替 継 続 希 望	
収受印 東京	都港区港南	二丁目 1	6番4号	- 品/	リグラ	ンド	セン	ノト		*	野	
納 税 地 ラル	タワー8階	。 電話番号(12	6	5721		99	00		税	申告年月日 令和 年 月 日	3
(フリガナ) メトロ	<u>/ 「</u> ノームカブシュ		J3 ·	_ c	0721	<u>-</u>	99	09		務	申告区分 指導等 庁指定 局指定	7
名のは見りと	-ロノー	-ム株式	会社							署	通信日付印確 認	4
又は屋号 ~ □ 個人番号 — —		記載に当たって			し、ここだ	いら記載	成して	くださ	l۱.	処	海 19 11 11 11 Hr W	
又は法人番号 6	0 1 1	0 0	1 1	2 8	6	0	0			理	年 月 日	
ルキャイク	キ ヨウスケ * ^** ***									欄	指 導 年 月 日 相談区分1区分2区分	
又は氏名 局	奇 洋輔									114.5	令和]];
自 令和 5 年	6月	1 =	=m 조꼬 #	088	Л Ф	2보 급	臣 红	¥ 77.	7 1 1	ر بار	中間申告 自	
			課税其 消費利			冲到 確定				也力 告書	の場合の	
至 令和 6 年	5月3	1 =	円貝化	τυ)	(ИЩИ	_	,	Ψ',	コ首	対象期間 至 年 月 日	
このリ	申告書に	こよるジ	肖費稅	の利	党額	の言	十算	<u> </u>				
課税標準額		兆 千 百	十億		百 十	万	千 7			- 円	付割 賦 基 準 の 適 用 一 有 〇 無 3	
					4 7	3		0	=	0 0		-
消費 税 額					2 8	4	9	4	8	⇛		\dashv
控除過大調整税額					1 0					=	パ 並 土 我 云 前 の 過 用 し 一 無 。	-
控控数据					1 6					=	□ 参 税額の計算の特例の適用 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5
返還等対価に係る税額								6	0	-	。] 老 c は は は は に	
税 貸倒れに係る税額額 控除税額 小計										=	の ・	1
<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>				1	1 6	1	2	2	8	8		
<u> </u>										\dashv	3 項 基準期間の 95,717,000 円 課税売上高	
(2+3-7)					1 2	3	7	1	0	⇛┼	5 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例) 4	2
中 間 納 付 税 額 納 付 税 額	(10)										6	
<u>(9 - 10)</u> 中間納付還付税額					1 2	3	7	1	0	= $+$	-	
(10 - 9)					<u> </u>					=	8	
この申告 既確定税額										\dashv	9	
る場合 差引納付税額										=	の 還す 銀 行 本店・支店	
課税売等の対価の額			1	6	4 7	3	0	0		9 2	— │	
上割合資産の譲渡等の対価の額			1		5 2	9	1	3	6	1	2 ^{- 金} 	
11. 十 2年 建	告書に	よる地グ	5消費	税の	悦額	(の) 	計算	¥ 			よ機 ゆうちょ銀行の	
税の課税 ^{控除不足遠付税額} 標進とな												
る消費税 額 =-本					1 2	3	7	1	0	0		
譲遗付額										=	3 ○ (個人の方)公金受取口座の利用	
割納税額					3	4	8	9	0	0 :	4 ※税務署整理欄	╛
中間納付譲渡割額					_				_	!	5	٦
納付譲渡割額 <u>(20)一(20)</u> 大型はは温は流流を割り	[(24)]]				3	4	8	9	0	0	川税 理 十 │	
中間納付還付譲渡割額											7 著 名 スタンダード税理士法人 社員税理士 山田雄一	
この申告 既 確 定書が修正譲渡割額											8 (電話番号 03 - 6555 - 4432)	
^{申告であ} 差 引 納 付 ^{る場合} 譲 渡 割 額	25										現	٦
					1 5			0		0	税理士法第33条の2の書面提出有	\dashv

受付日時: 2024/07/31 21:13:48 受付番号: 20240731211348662417

G K O 6 O 2

第3-(2)号様式

	,	1	***			_			-
至中	七〇	大曲	涯	罗白	等	ന	ద	ᆵᆔ	#
ᅑ	TΤ	1=	ᄑ	유민	-	U J	17.71	=1\	=

H-1. 120 122 1 H	23.00.00
納税地	東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラ ルタワー8階
	(電話番号 03 - 6721 - 9909)
(フリガナ)	メトロノームカブシキカイシャ
名 称 又 は 屋 号	メトロノーム株式会社
(フリガナ)	シマザキ ヨウスケ
代表者氏名 又 は 氏 名	島崎 洋輔

	整番	理号									
去 附	則	ı	ょ	る	税	額	の	特	例	計為	算
割合	(.	1 0	営業	日))	\bigcirc		附具	₹]38	1	51

改正法附則による税	額(の特例計	算
軽減売上割合(10営業日)	\bigcirc	附則38①	51
小売等軽減仕入割合		附則38②	52

(フリガナ) シマザキ ヨウスケ						
代表者氏名 又は氏名 島崎 洋輔						
自 令和 5年6月1日	課税期間分の消費税	及び地方	中間申告の場合の	自	年	月一日
至 令和 6 年 5 月3 1 日	消費税の(確定) 申告書	対象期間	至	年	Л Н
課税標		額 +	 兆 千 百	十 億 千	百 十 万	千 百 十 一 円
「赤 1元	<u>-</u>			1 6	4 7 3	7 0 0 0 01
	3 % 適 用 分	2 _				02
課税資産の	4 % 適 用 分	3				03
譲渡等の	6.3 % 適用分	4				04
対 価 の 額	6.24 %適用分	5				05
の合計額	7.8 %適用分	6		1 6	4 7 3	7 7 7 2 06
	(2~6の合計	7		1 6	4 7 3	7 7 7 2 07
性中部が仕るも						
特定課税仕入れ に係る支払対価	6.3 % 適用分	8 _				

消	費 ※申告書(第一表	税 ・)の②欄へ	!	額(11)	12849486	21
		3	% 適用分	(12)		22
		4	% 適用分	(13		23
① の P	内 訳	6.3	% 適 用 分	(14)		24
		6.24	% 適用分	(15)		25
		7.8	% 適用分	(16)	12849486	26

10

(⑧・⑨の合計)

返	還	\$	等	対 ※申	告書	価(第		こ) の(係 5欄	~	る	Ŧ.	兑	額	11)	605
(1) Ø	売	上	げ	の	返	還	等	対	価	に	係	る	税	額	18	6 0 5
内訳	特別	定課	税化	±入:	れの) 返	還等	対亻	西に	係	る税	額	(注	1)	19	33

	(②1) ~	② の 合	計)	20	12371004
地 方 消 費 税 の 課税標準となる	4	% 適 用	分	21)	
は は	6.3	% 適 用	分	22	
	6. 24%及び7.	8% 適 用	分	23	12371004

⁽注1) ⑧~⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注1)

⁽注2) ②~③欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

							課税期間		5. 6.	1 ~ 6	S · 5	· 31	氏名	又は	 名称	٧	トロノーム柞	朱式会社		
	区			分		税率(6.24% A	適	用分	税	率	7.	8 % B	適	用	分	合	計 (A+B)	С	
課	税	標	準	額	1				Р	3			164,	737,	000	円	※第二表の①	順へ 164, 737	7, 000	F
w)			の譲 。 。 の		1 1	※第二表の	5欄へ			※第二	二表の	6欄~	164,	737,	772		※第二表の⑦	闌へ 164, 737	7, 772	
			仕入2 対価(① 	※①-2欄は、課	税売上割合が95%	未満、	かつ、特定説		^{がある} ■ 二表の			る。			※第二表の⑩	懒へ		
消	費	ŧ	税	額	2	※第二表の①	⑤欄へ			※第二	二表の	16欄~		849,	486		※第二表の⑪	関へ 12, 849), 486	
控調	防 整		過 税	大 額	3	(付表2-3の②)	・28 A 欄の合計:	金額)		(付表2	2–3の②)•28 ⋿	8欄の合言	十金額)			※第一表の③	闌へ		
控	控仕	除 入	対 税	象 額	4	(付表2-3の②6)	A欄の金額)		582	(付表2	2−3 の 26)B欄 <i>0</i>		611,	101		※第一表の④	闌へ 11, 611	, 683	
	1		等対る 税		5										605		※第二表の⑪	闌へ	605	
除	୬		fの返 C係る		⑤ 1										605		※第二表の®	闌へ	605	
税	訳(の返	課税仕 還等:	対価	⑤ 2	※⑤-2欄は、課	税売上割合が95%	未満、	かつ、特定課	税仕入れ	がある∄	業者の)み記載す	. .			※第二表の⑲	懶へ		
	貸係	倒る	れ 税	に額	6												※第一表の⑥	闌へ		
額			.額小 5)十(7			Ę	582				11,	611,	706		※第一表の⑦	関へ 11, 612	2, 288	
			【付利 一③		8												※第一表の⑧	闌へ		
差	弓 (②-		税 一⑦	額)	9												※第一表の⑨	順へ 1, 237	7, 100	
地方消費が	控還		不 税 3)	足額	10												※第一表の① ※マイナス「一」	闌へ を付して第二表 <i>0</i>	0個及び②	欄
地方消費税の課税標準となる消費税額	差		税 9))	額	11)												※第一表の® ※第二表の®	闌へ 及び③欄へ 1,237	, 100	
譲渡割	還	1	र्ग	額	12												(⑩C欄×22/ ※第一表の⑨			
割額	納	ŧ	兑	額	13												(①C欄×22/ ※第一表の®	欄へ	3, 900	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間 5·6·1~6·5·31 氏名又は名称 メトロノーム株式会社 税率6.24%適用分 税率7.8%適用分 計 С 項 目 (A+B)В 164, 730, 009 課税 (税抜 き) (1)164, 730, 009 売 上額 免 税 売 上 額 (2) 非課税資産の輸出等の金額、 (3) 海外支店等へ移送した資産の価額 ※第一表の①欄~ 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) (4) 164, 730, 009 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) (5) 164, 730, 009 非 課 税 売 上 額 (6) 561, 352 ※第一表の個欄へ 資産の譲渡等の対価の額(5+6) (7) 165, 291, 361 課 (8) 稅 売 H 割 合(4)/⑦) ×端数 [99.66 %] 切捨て 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (9) 10,075 156, 391, 544 156, 401, 619 課税仕入れに係る消費税額 (10)582 11, 089, 582 11,090,164 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る (11)9, 193, 455 9, 193, 455 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る (12)521.519 521.519 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 特定課税仕入れに係る支払対価の額 (13)(3)B欄×7.8/100) 特定課税仕入れに係る消費税額 (14) 課税貨物に係る消費税額 (15)納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった (16) 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 課税仕入れ等の税額の合計額 $\overline{17}$ 582 11, 611, 101 11, 611, 683 $(10+12+14+15\pm16)$ 課税売上高が5億円以下、かつ (18)582 11, 611, 101 11, 611, 683 課税売上割合が95%以上の場合(①の金額) 課 5 課 95 個 ①のうち、課税売上げにのみ要するもの (19) 税億税% 別 売 円 売 未∣ ⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに 対 (20) |共通して要するもの 応 上 満 上超割の | 方 | 個別対応方式により控除する課税 (21) 式 仕入れ等の税額 [19+(20×4/7)] 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税 (22) がはが合し仕入れ等の税額 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 23) 消費税額の調整(加算又は減算)額 税 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 (24) 額 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 **ത** 居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 (25)に供した(譲渡した)場合の加算額 ※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ 除 対 象 仕 入 税 額 (26) 582 11, 611, 101 11, 611, 683 差 [(個、21又は22の金額)±23±24+25] がプラスの時 ※付表1-3の③A欄へ ※付表1-3の③B欄へ 大 調 整 税 額 引 (27) [(18、21又は22の金額) ±23 ±24 +25] がマイナスの時 ※付表1-3の③A欄へ ※付表1-3の3円欄へ П 収に係る消費税額 貸 倒

意 1 金額の計算においては、1円未満の雑数を切り捨てる。 2 ⑨、⑪及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。 3 ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。